

平成 31 年 3 月 15 日改訂

平成 15 年 6 月 28 日制定

情報文化学会査読規定

1 査読・採録の基本方針

- (1) 学会の分野で、教育・産業・学術の発展に寄与する可能性のある論文・資料等は、欠点があれば査読者および編集委員会の指摘により投稿者が迅速に修正し、編集委員会がチェックしたうえで採録とする。
- (2) 執筆内容に関する責任は著者が負うべきものであり、その価値は読者が判断すべきである。

2 尊守事項

- (1) 査読・採録は、本学会の発展および会員の利益を念頭において、適切に行わなければならない。
- (2) 査読・採録は、公平・正確・迅速を旨とする。
- (3) 査読・採録の関係者は、それによって知り得た情報を悪用したり、秘密にすべきことを漏らすなど会員の利益に反し、本学会の名誉を傷つける行為をしてはならない。

3 査読

論文・資料等の査読はその採録の可否を決定するために行い、以下の項目について判定する。内容や表現の改善、著者と査読委員との討論などは、その目的に含まれない。

- (1) 分野
内容は本学会の分野、すなわち情報文化学に関すること、およびそれらに関連する人文科学・社会科学・教育学・自然科学・認知科学等のいずれかに関係するものであること。境界領域の論文も、積極的に取り上げる。
- (2) 有効性
内容が教育・産業・学術の発展に何らかの意味で役立つものであること。資料的価値が高いなどの有効性があれば、必ずしも新規性はなくてもよい。
- (3) 新規性
主要な内容が公知・既発表または即知のことから容易に導き得るものではないこと。
- (4) 投稿論文の査読
投稿論文は、第 1 回編集会議後すぐ、査読者 2 名および編集委員 1 名による 1 回目の査読を行う。査読結果が条件付採録の場合は、その結果をまとめた査読報告書を編集委員会から投稿者に連絡して論文の修正を依頼する。修正論文に対しては 2 回目の査読を行う。
- (5) 2 回目の査読で条件付採録となった投稿論文は、2 回目の修正を依頼、その修正論文は編集委員会の総意として採録または返戻とする。ただし、2 回目の査読で大幅な修正が必要な場合は、原則として返戻とし、再投稿を求めるものとする。

4 採録の判定

- (1) 編集委員・査読委員の結論が採録・条件付採録または返戻であり、その理由が編集委員会で承認された場合に、それぞれ採録・条件付採録または返戻とする。

- (2) 2名の査読者の判断が分かれた場合は、編集委員による査読を実施し、編集委員会において判定する。

5 その他

- (1) 編集委員・査読委員は、著者と同一機関に所属するものであってはならない。
- (2) 条件付採録とされた論文・資料等は、修正して再提出することができる。
- (3) 著者は再提出に当たって、指摘事項以外の事を論ずることは避ける必要がある。査読者は、再提出された論文・資料等に対し、著者が修正しなかった部分について新たな問題を提起することは避けなければならない。
- (4) 再提出された論文・資料等は、前回と同じ査読委員が担当する。
- (5) 既発表論文の更新・修正論文等について、査読者において十分注意する必要がある。特に剽窃について十分チェックする必要がある。

以上